

## 休日の市役所窓口をご利用ください

☎市 市民保険課／戸籍・住基担当 ☎53-5113／保険担当 ☎53-5114 ☎53-5118  
市 税務課 ☎53-5115 ☎53-5118

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税等の納付や納税相談も同時に行っていますので、ぜひご利用ください。

### 実施日時・場所

**3月30日(日)、4月6日(日)**

受付時間：8時30分～12時

場所：本庁舎、山東支所

転勤、就職、進学等で住所が変わる人へ  
住所変更の届け出は**14日以内**に市役所へ

#### 転出届

米原市から他の市区町村へ  
住所を移される人



#### 転入届

他の市区町村から米原市へ  
住所を移された人



#### 転居届

米原市内で住所を移された人



手続きに必要なものは  
市公式ウェブサイト  
に掲載しています。

### 業務内容

- 住民異動届(転出、転入、転居等)、印鑑登録申請の受付  
転入届を行う際は、事前に前住所の自治体で転出届を行ってください。また、マイナンバーカードや住基カードを持っている人は、転入届の際に必ず持参してください。
- 各種証明書の発行  
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍(除籍)証明書、所得証明書、課税証明書など  
※住民票、戸籍証明書の広域交付はできません。
- マイナンバーカードの申請、交付、更新、暗証番号の再設定
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、国民年金に関する手続き
- 米原市ナンバーの廃車
- 納付書の再発行、税金等(各種市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料)の納付
- 納税相談(本庁舎のみ) 等

**平日と異なり取り扱いできない業務もありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。**

### 転出届はマイナポータルからも可能に!

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届ができます。  
詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。



▲マイナポータル

## 就職や退職等をしたら、14日以内に国民健康保険の届け出をしましょう

☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118

社会保険の加入者が退職などにより国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険の加入者が就職などにより脱退する場合は、14日以内に市への届け出が必要です。どの健康保険にも加入しない無保険期間や、二重加入の期間をつくらなため、速やかに加入・脱退の届け出をしてください。

### 手続き先

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

**マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされている方についても届出が必要です!**

#### 加入

退職した時など

#### 届け出に必要なもの

- ・社会保険を脱退したことがわかるもの(退職証明書・資格喪失証明書など)
- ・来庁者の本人確認書類

#### 脱退

就職した時など

#### 届け出に必要なもの

- ・社会保険等の資格確認書  
または資格情報のお知らせ
- ・国民健康保険の被保険者証または資格確認書

**注意**

届け出が遅れると、加入月までさかのぼって国民健康保険税が課税されるため、1回あたりの支払額が高額になる場合があります。

また、届け出までの期間にかかった医療費は全額自己負担となります。

**注意**

届け出が遅れると、脱退の届け出があるまで国民健康保険税が課税され続けます。

また、社会保険加入後に国民健康保険証等で医療機関を受診した場合、医療費の一部は市へ返還していただきます。

## 知って得する 公共交通をご利用ください

市 地域振興課 ☎53-5111 FAX 53-5138

市内を運行する「路線バス」と「乗合タクシー」を、ぜひご利用ください。

### 路線バスの 特徴

湖国バス長浜営業所 ☎0749-62-3201

- ・全6路線を運行(うち2路線は長浜市までの路線)
- ・予約不要で、大人数でも乗車可能です。
- ・乗合タクシーより割安で、特に長浜市への移動におすすめです。
- ・65歳以上の人は、湖国バスが1乗車100円で利用できる定期券“小判手形”がお得です。

### 乗合タクシーの 特徴

まいちゃん号予約センター ☎0749-52-8200

- ・「まいちゃん号」は、完全予約制の乗合タクシーです。
- ・6時～19時台の毎時0分と30分に、予約があった時だけ運行します。  
※1時間前までに予約が必要です。
- ・米原・近江地域内、あるいは山東・伊吹地域内の移動は800円/人  
※市民等割引制度があります。

### 割引

#### 市民の皆さん・市内に通勤通学する人へ

市民等割引パスポートを取得して車内で提示すると、利用料金が割引されます。申請方法等詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

#### 誰かと一緒に乗る人へ

### 割引

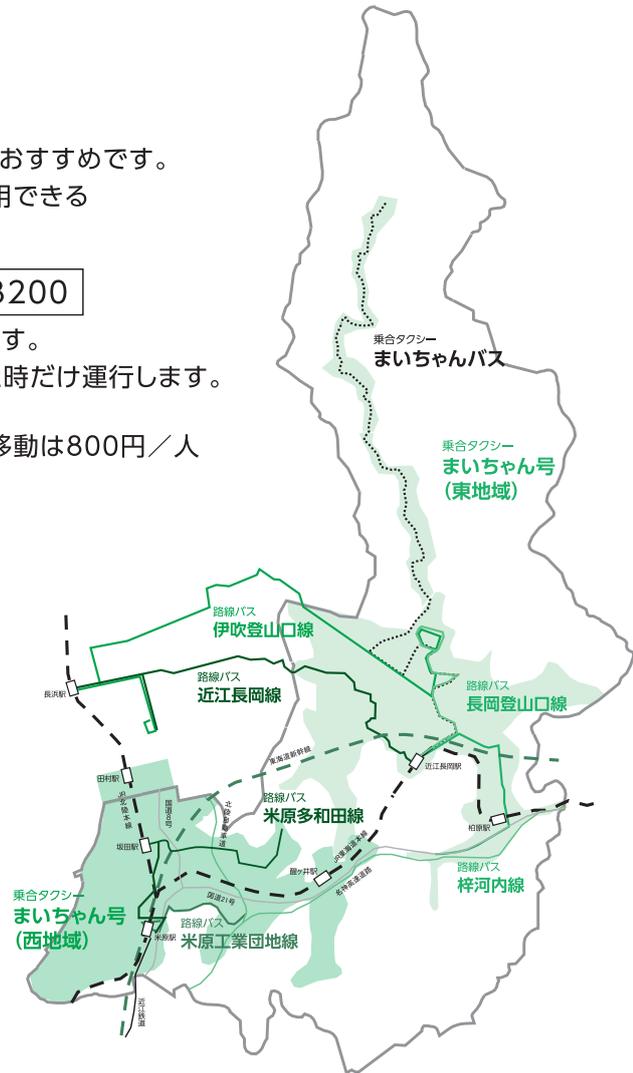
乗り合い利用で半額になります。2人以上での利用予約と、利用時に“のりあい利用”であることを伝え市民等割引パスポートを提示することで、利用料金がさらに割引されます。

#### 市外に行きたい人へ

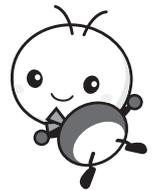
### 割引

タクシー利用助成券を活用ください。

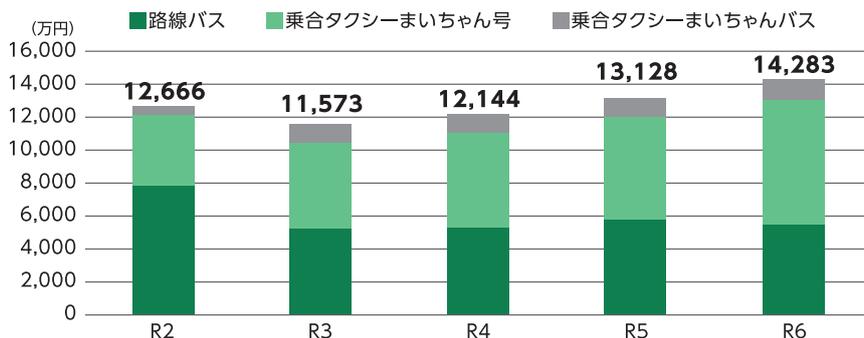
- 対象** 75歳以上の人・障がい者など
- 内容** 8,000円分の助成で、交付は年度に1回のみ  
タクシー料金(近江タクシーのみ)の支払いに使用可能  
※まいちゃん号の支払いには使用できません。
- 申請** 令和7年度分の助成券は、3月下旬から申請いただけます。



一般タクシー連携利用なら、市外の病院等へ乗り換え不要で移動できるよ!



## 市が負担している運行経費の現状



利用者の運賃収入と実際の運行費用との差額を市や県が負担しているよ



※路線バスの補助金額は前年10月～当年9月までの費用を基に算出

## 4月1日から市内路線バスの運賃を改定します

☎市 地域振興課 ☎53-5111 ㊟53-5138

全国のバス業界の現状や、市内路線を運行するバス事業者の状況を踏まえ、賃金の見直し等を通じて運転手の労働環境を改善するため、バス運賃の改定が必要となっています。

人口減少、高齢社会において持続可能な公共交通を維持するためには、バス事業者における経営努力による費用削減や、市のコミュニティバス運行対策費補助金による費用補填での対応に限界があり、やむを得ず、バス利用者の方々に負担をお願いするものです。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### 運賃改定額

**全区間 一律40円値上げ予定** ※この値上げに伴い通勤通学定期等の料金も改定します。

### 対象路線

**市内全路線**(米原工業団地線、米原多和田線、長岡登山口線、梓河内線、近江長岡線、伊吹登山口線)

### 改定日

**4月1日(火)**

市公式ウェブサイト▶



## 原付バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

☎市 税務課 ☎53-5115 ㊟53-5118

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン、フォークリフト等)、四輪の軽自動車等を所有している人に課税されます。

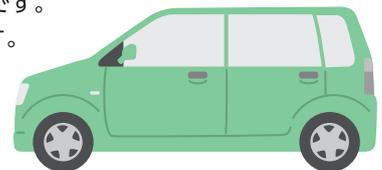
“他人へ譲った”“故障等で破棄した”“盗難に遭った”等の場合は、3月中に名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかりますので、必ず手続きをしてください。

※亡くなった人が所有していた車両がある場合は、現在の所有者へ名義変更の手続きが必要です。

※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)がない場合、登録は不要です。

※軽自動車税は所有していることに対して課税される税金です。

公道を走行しない場合でもナンバー登録が必要です。



### 転入や転出する人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

#### ●米原市ナンバーの車両

市役所で登録・廃車の手続きをし、お住まいの市町村ナンバーに変更してください。

#### ●滋賀ナンバーの車両

軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きをしてください。

### 申請・問い合わせ窓口

**車両によって窓口が違います。必要書類等は、各窓口へお問い合わせください。**

原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市・旧町ナンバーの車両)

▶税務課(☎53-5115)または山東支所、各市民自治センターへ

125ccを超える二輪車

▶滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)

軽自動車(軽三・四輪)

▶軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ



▲軽自動車検査協会  
ウェブサイト

## 米原市の未来を一緒に描きませんか？ 米原市自治基本条例推進委員会の委員を募集します！

〒市 政策推進課 ☎ 53-5162 ☎ 53-5148

市民、事業者等および市が力を合わせてまちづくりを進めるため、「米原市自治基本条例推進委員会」の委員を募集します。今期は、まちづくりの方向性を示す羅針盤となる総合計画づくりが大きな議題です。あなたの想いを米原市の未来づくりに生かしてみませんか？

### 募集人数

2人程度

### 募集期間

3月3日(月)～3月28日(金)

### 応募資格

- ①市内に在住、在勤、在学の満18歳以上の人  
(令和7年4月1日現在)
- ②国および地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
- ③市が設置するほかの審議会等の委員に2以上就いていない人

### 任期

委嘱の日から2年間

### 応募方法

公募要領を確認の上、所定の申込書に必要事項を記入し、持参、郵送、ファクスまたはメールで下記へ提出してください。申込書は政策推進課および各庁舎窓口を設置のほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

✉:sousei@city.maibara.lg.jp



▲市公式ウェブサイト  
(3月3日(月)公開)

## 中学生部活動用具等購入補助金を交付します

〒市 教育総務課 ☎ 53-5151 ☎ 53-5129

子ども自らが選んだ部活動(民間のクラブチームを含む)に制限なく取り組むことができるよう、部活動にかかる用具等の購入を支援するための補助金を交付します。

### 対象

下記の全てに該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者、特別支援教育就学奨励費の受給者のいずれか
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い人
- ・生活保護を受けていない人

### 交付金額

対象生徒1人につき**1万5千円/年**(補助率1/2)  
※就学援助受給者は対象生徒1人につき3万円/年(実費)

### 受付締切

**3月14日(金)まで**

### 受付場所

市内各中学校、  
教育総務課(市外中学校へ通学の人のみ)

### 申請書配布場所

市内各中学校、教育総務課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターに設置のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト



## 学校体育施設でリモートロックを導入します!

岡市 スポーツ推進課 ☎53-5155 FAX 53-5129

4月1日から、学校体育施設でリモートロックを導入します。公共施設予約システムと連動したリモートロックによって、鍵の受け渡しや紙の申請がなくなる等、今までよりも簡単、便利に学校体育施設を利用いただけます!

### 利用手順



①公共施設予約システムで申請!



②4ケタの暗証番号が記載されたメールを確認



③予約した施設のリモートロックを開錠



④施設利用開始!

※サービスの利用には公共施設予約システムでの利用登録が必要です。管理者による承認作業後、暗証番号記載のメールが届きます。

※一部利用できない学校体育施設があります。詳細はスポーツ推進課へお問合せください。

公共施設予約システム▶



## 令和6年度宝くじ助成事業を紹介します

岡市 地域振興課(伊吹市民自治センター) ☎53-5190 FAX 58-1630  
地域振興課(近江市民自治センター) ☎53-5191 FAX 52-8730

宝くじの助成金で整備した事業を紹介します。宝くじの助成金は、地域のあらゆるまちづくり活動に役立てられています。

### 【伊吹区(一般コミュニティ助成事業)】



助成額190万円 除雪機1台

### 【顔戸区(地域防災組織育成助成事業)】



助成額190万円 可搬式小型消防ポンプ1台、ポンプ積載台車1台、関連器具一式

### コミュニティ助成事業とは…

コミュニティ組織(自治会)の活動に必要な設備の整備や自主防災組織の育成など、地域活動を行うために必要な事業に対して助成されるものです。



## 一人で悩んでいませんか？ 3月は自殺対策強化月間です

☎市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

ストレスや不安を抱えやすい今、もし、あなたが悩みや不安を抱えて困っていたら、一人で抱え込まず、まずは相談してください。電話で相談しづらい場合は、SNSでも相談できます。

### 【電話相談窓口】

#### ◇滋賀いのちの電話◇

☎077-553-7387

(金)～(月)10時～20時30分

#### ◇こころの電話相談◇

☎077-567-5560

毎日10時～12時/13時～21時

※年末年始を除く

#### ◇こころの健康相談◇

(市 健康づくり課)

☎53-5125

(月)～(金)8時30分～17時15分

※祝日・年末年始を除く

### 【SNS相談窓口】

滋賀県LINE相談

#### ◇こころのサポートしが◇

毎日16～22時▶



NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

#### ◇LINE生きづらびっと◇

毎日▶

8時～22時30分

※受け付けは22時まで



#### こころの悩み相談窓口

心や体の不調、人間関係、生活に関することなど、まずはご相談ください。



今、つらい方へ…ご利用ください

#### かくれてしまえばいいのです

生きるのがしんどい、あなたのためのウェブ空間



## 高齢者・障がい者への虐待を 防ぎましょう

☎市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119  
市 地域包括支援センター ☎53-5120 FAX 53-5119

介護者の介護疲れや介護の困難さから生じる高齢者や障がい者の虐待は、本人や介護者の様子の変化に気づくことで未然に防止することができます。以下のような様子が見られる場合には、相談窓口まで迷わずご相談下さい。

#### 高齢者や障がい者の様子

- ・「怒られる」「殴られる」等と言う
- ・怯えたり、怖がったり、泣いたりする
- ・同じ服や汚れたままの服を着ている
- ・以前よりも怒りっぽくなった 等

#### 介護者の様子

- ・介護疲れや病気でつらそうな様子がある
- ・周囲の人の関わりを必要以上に拒む
- ・怒鳴っている声や、叩く音等気になる音が聞こえる
- ・介護や医療が必要な高齢者・障がい者を放置している 等

#### 高齢者虐待の相談窓口

- 市 地域包括支援センター(高齢福祉課内)  
☎53-5120 FAX 53-5119
- 米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)  
☎51-9014 FAX 51-9028
- 山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)  
☎55-8100 FAX 55-8130

#### 障がい者虐待の相談窓口

- 市 障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)  
☎53-5123 FAX 53-5119

相談者のプライバシーは法律により守られます。